

厚木市公告式条例の改正について

1 改正理由

国では、デジタル・ガバメント実現等の観点から、行政文書の電子的管理の推進等を進めているところです。この流れを受けて、本市における条例、規則等の公布を市庁舎前の掲示板に掲示する方法からホームページに掲載する方法に変更すること等により、市民の利便性の向上を図るため、厚木市公告式条例（昭和30年厚木市条例第1号。以下「公告式条例」という。）の改正をするものです。

2 改正内容

公告式条例に規定する条例の公布方法を、原則インターネットを利用する方法とし、規則、規程についても同様の取扱いとなるよう改正します。

また、規則、規程については、市長の署名や市長印の押印を要しないよう改正します。

3 公告式条例の改正に合わせて改正する例規

厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年厚木市条例第1号）のほか、公告式条例を引用等している規則及び規程の改正を行う予定です。

4 市民参加手続

厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第4号に該当するものとして、省略します。

5 施行日

令和8年4月1日

6 その他

(1) 告示、公告等についても、同様の運用とすることとします。

(2) 市政情報コーナーにおいて、紙媒体のものについても閲覧できるようにすることとします。